

第 1 2 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和5年12月12日(火)午後3時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 教 育 長 與 田 敏 樹  
委 員 山 川 俊 郎  
委 員 加 屋 本 旬  
委 員 木 村 希
4. 欠席者 委 員 信 夫 恵美子
5. 事務局 教育総務課長 倍 楼 司  
学校教育課長 柴 田 憲  
学校給食センター長 福 永 崇 弘  
生涯教育課長 竹 内 圭 介  
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴  
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔
6. 教育長の報告 報告第 1号 教育行政動向報告(11月14日~12月12日分)について  
報告第 2号 教育委員会事務局職員等の人事異動について
7. 附議事件 議案第40号 令和5年度教育費補正予算(第4回七飯町議会臨時会提出)に係る専決処理について  
議案第41号 令和5年度教育費補正予算(第4回七飯町議会定例会提出)に係る専決処理について  
議案第42号 七飯町立学校管理規則の一部改正について  
議案第43号 七飯町小中高英語教育連携協議会設置要綱の廃止について
8. 閉 会 午後4時15分
9. 会議の大要 会議の大要は別紙のとおりである。
10. 署 名 教育長 與田 敏樹

委 員 加屋本 旬

調整者 三浦 啓輔

## 別紙

與田教育長 : それでは、ただいまから令和5年第12回定例七飯町教育委員会議を開催いたします。

本日の会議録署名委員の指名でございますが、山川委員にお願いをいたします。

まず、次第3、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告について、本日お配りしたペーパーについて御説明申し上げます。

11月14日、定例教育委員会議を開催しております。附議事件として議案1件、審議をいただき御承認賜っております。

14日から22日、教育委員の皆様方に各学校を訪問していただきました。ありがとうございました。

15日、定例校長会議を開催いたしまして、7件の事項について情報提供を行っております。

17日、アースデイ道南様より、「今日、誰のために生きる？」という冊子を寄贈いただきました。町内の小・中・義務教育学校に配付をしております。

18日から19日、第47回道民芸術祭渡島管内祭が鹿部町と森町で開催をしております。七飯町からは、鹿部中央公民館で展示の発表会に木彫、津軽塗、能面、陶芸を出展し、砂原町公民館での舞台発表には大正琴サークルゴールデンローズが出演しております。

20日、月曜日、議員全員協議会が開催されましたので、補正予算で計上する予定の、小中学校における空調設備の整備について、錬成会グループとの連携協定等4件について情報提供を行っております。

同日、定例教頭・主幹教諭会議を開催し、校長会で情報提供した同じ内容の情報提供をしております。

この日、札幌で新任の教育委員の研修会が行われておりましたので、今回、教育委員に選任されました木村委員が出席しております。

24日、臨時議会が開催されまして、教育委員会関係で小中学校の空調設備設置工事実施設計委託料と教育委員会会計年度任用職員の給与改定における給与費について増額補正をしております。

26日、町P連主催のミニバレーボール大会を開催しております。

27日、月曜日、令和8年度に北海道函館水産高校が1学級減になります。この関係で、道教委、水産高校、函館市、北斗市、七飯町の教育長がZOOMで会議を行っております。

29日、七飯町交通安全図画ポスター展作品審査会が行われまして、それぞれ入賞の審査を行っております。

30日から12月1日の2日間、「道民家庭の日」絵画コンクールの賞状授与式をそれぞれの学校に行っておこなっております。

12月3日と10日の2日間にわたって開館記念ミニバレーボール大会を開催しております。結果は記載のとおりとなっております。

次のページになります。12月4日から6日、12月定例議会が開催されまして、教育委員会関係で補正予算と平松議員ほか議員から一般質問が出ております。

12月6日、函館七飯スノーパークを運営する株式会社鈴木商会様より、スキー場リフト1日券とお子様カレー1食分の無償チケット1,282名分、約250万円程度の寄贈がありました。昨日、鈴木商会様のほうへ行ってお礼

の御挨拶をしてきております。

7日、郷土史研究会が主催する七重学校の卒業式と閉講式が行われております。

9日、スキー用具再活用フェアがスポーツセンターで行われております。

今日、今行われました「夢のあるまち七飯町～皆と『夢』を語る～」中学生、高校生が今日のために色々考えてきたことを発表していただきました。とても素晴らしい内容だったと思います。

以上で、先月の定例教育委員会議から今日までの動向報告について報告を申し上げます。質問、御意見等あれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

加屋本委員。

加屋本委員 : 2ページ、今日は町長のほうからもありましたけれども、各学校の冷房設備の設置についてなのですけれども、私の友達が来年度に向けてエアコンを設置しようとしたら、アスベストが使われている住宅があるということなんですけれども、学校関係でもそういう場合があるのですか。

教育総務課長 : アスベストについては、以前各学校に吹き付けのアスベストの調査をして、あったところは、そこは全部処理はしているんですけど、それ以外、建材にアスベストが入っていて、そのまま何もしなければアスベストの影響はないんですけど、穴開けたりするとその切り口からそういう成分が出てくるようなものを使っているとすれば、そういう対応をしなければならないと思うのです。

このたび、アスベストの法律が改正されまして、その建物の改修とかをする際に、アスベストの調査をなさいよという法律も変わっておりますので、それでいくと御友人の方も対象だと思いますし、七飯町としても学校で実施する際はアスベストの調査をしながら進めていくということでございます。

加屋本委員 : 今時そんなアスベストの問題が出てくるのかと思ったら、友人が家を建てた当時の図面として施工業者から設計図みたいのを見せてもらいました。アスベストが1か所でいくらアップになるとか、2か所ならいくらとすごい値段という話を聞いたもので、ちょっと学校でもそういうのがあれば一般や民間のような額ではないよなと思ってちょっと気になっていたもので、そういう対応が組まれているということで納得しました。ありがとうございます。気をつけていい環境をつくりましょう。

與田教育長 : ほかございますか。

山川委員。

山川委員 : 学校訪問に行ったとき感じましたけれども、昭和23年生まれの私としては性教育の一コマが非常に衝撃的でした。今はあんなふうなんだという、いろいろな情報では聞いていたのですが、現場で聞いたのは初めてなのです。ああいう男女の生徒がいる中で、より具体的な、これが本当に必要な教育なんだろうなという、衝撃的でありましたが、とても大切なことをやっているなと。

もう一つは、学校訪問のときに校長先生、教頭先生のいる前でも話をしたのですけれども、大沼岳陽学校はやはり英語教育に力が入っているというのは分かりますが、一段と踏み込んでほしいなと思います。教室で先生をはじめ、いろいろなアシスタントの方たちがとても熱心にやってくれて、子供たちもよくついていって、恐らく間違いなく英語の知識は持っていると思いました。でも、それを活かすためにもう一つ工夫がいるということ。私がなぜそう思ったかということ、例えば七飯中学校を視察したときに、七飯中学校の

体育館に入っていくところの階段に一段、一段に例えば JANUARY、FEBRUARY、MARCH、APRIL とか英語で書いて、睦月とか卯月だとか並行して書いてあって、これって本当に実用的だなと、あそこを通るたびに目に入るし、忘れていても思い出すなどか。

それから、いろいろな学校のトイレのサインなんかでも BOYS&GIRLS とか、あれが例えば先生たちだったら MEN、WOMEN となるとか、GENTLEMEN とか LADIES とか、そういう表示になっていくのかなと。そういう結構、細かいことですがけれども、いつも目にしていて「ああ、そんなものか」ということにはなるわけです。

そういう意味では、岳陽学校はちょっと物足りなさを感じてしまったのです。いろいろな難しい面も確かにあるかもしれないけれども、英語や地域学ということを謳い文句にしているのであれば、もっと踏み込んでほしいというのが本当に私の願いです。子供たちも刺激を大いに受けさせてほしいなど、そういう思いで見えてきました。

與田教育長  
山川委員

: ありがとうございます。

: 本当に先生たちが頑張って作られたことを、それをさらに伸ばしてあげられる形づくりを何とかお願いしたいと思います。

與田教育長  
山川委員

: ありがとうございます。

: もう一つ。今日の発表はとてもよかったのですが、お互いに指摘し合っていましたけれども、子供たちはやはり自分の住んでいるところしかよく知らない、それは当然なのですけれども、できれば町の様々なことを掘り下げる、大沼の子は「大沼学」として大沼地区のことをやっているのですけれども、「七飯学」ではないですが、もっともっと地域の特性だとか、特産物とか何とかよく出てきていましたけれども、そういうのもお互いに指摘し合っていましたけれども、七飯のほうはどうやって宣伝してくれるんだっていうようなことなのですけれども、同じ町内に住んでて本当に地域のことだけしか知らない、知る機会もないというのは残念だなと。ああいった場に出た子はいろいろ学べるのですけれども、普通、そこで育った子は、例えば、大中山地区の子は大沼のことだってほとんど知らないで過ごすというようなこともあると思います。そのあたりも感じました。「七飯学」ではないですが、七飯のことについての勉強をちゃんとできるということもあればいいなと思いました。

以上です。

学校教育課長

: あれは小学校、中学校について内容を配信していますので、それで全て解決というわけではないですが、色々な意見があるんだと各学校で子供たちが感じられたと思っております。

與田教育長

: 去年もやりましたけれども、去年より今年は相当進化をしたと思う、やり方も含め。小学校の子供たちに何故配信しているのかということ、将来、中学生になったらこういうことをするれかもしれませんよということで小学生にも配信をさせていただいています。

ですから、山川委員がおっしゃっていることはすぐに実現するのはなかなか難しいかもしれませんが、ただ今年よりも多分、来年はもっと進化した内容になると思います。先ほど申し上げたように、非常に子供たちの質問がシンプルだし、シンプルなほうが入りやすいというのがあります。やはり彼らも今日まで一生懸命頑張ってきて、そして今日、恥をかいたこともあると思います。それが意味、成長の大きな糧になると思いますので、今日やったことをクラスとか各学年とか共有してもらって、町長のほうは直接予

算づけできるものになるのは難しいのですけれども、間違いなく町の政策でもエキスにはなるということですので了解得られています。七飯中学校の校長先生が帰り際に、「我が校の総合学習の中で探求の仕方がもう少し不足だったので、これをもう少し探求できれば町が直接的に予算づけできるものを、提案をできるようになるかもしれませんけれども」とおっしゃっておいりましたので、予算にするために子供たちにやっていただいているわけではないですけれども、その中で少しでもできることがあれば積極的にやっていきたいとし、来年はもっとそれが可能になるよう発表ができるのではないかと思います、ぜひぜひ期待をしていただきたいと思います。ありがたいと思います。

ほか、何かありますか。

全員：（なし）

- 與田教育長：以上で、報告第1号教育行政動向報告（11月14日～12月12日）についてを報告済みとさせていただきます。  
続きまして、報告第2号教育委員会事務局職員等の人事異動について、事務局よりお願いいたします。
- 学校教育課長：それでは、報告第2号教育委員会事務局職員等の人事異動について、御報告申し上げます。  
学校教育課所属の外国語講師を担当していた、会計年度任用職員1名につきまして、前任者の退職により空席となっておりましたが、12月4日付で新たに発令を行ったものです。  
記といたしまして、発令した者の氏名等は記載のとおりとなっており、任用期間は令和5年12月4日から令和6年3月31日までとなっております。報告は以上でございます。
- 與田教育長：とりあえず、今もう既に学校のほうに来ていただいております。  
與田教育長：では、報告第2号教育委員会事務局職員等の人事異動については、報告済みとさせていただきます。ありがとうございます。  
続きまして、附議事件に入らせていただきます。  
議案第40号令和5年度教育費補正予算（第4回七飯町議会臨時会提出）に係る専決処理について、事務局よりお願いいたします。
- 学校教育課長：それでは、議案第40号令和5年度教育費補正予算（第4回七飯町議会臨時会提出）に係る専決処理について御説明申し上げます。  
令和5年度教育費補正予算を別紙のとおり町長に提出することについて、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規定に基づき、専決処理をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。  
それでは、学校教育課所管分について御説明いたします。4ページをお開き願います。  
10款教育費、1項2目事務局費は、事務局費（教育支援）として、人事院勧告に伴う七飯町職員の給与改定が行われ、会計年度任用職員についても同様に改定が行われることから、学習支援員11名と特別支援員10名の報酬が改定され、報酬は会計年度任用職員報酬として44万8,000円を増額。事業合計で44万8,000円を増額いたします。  
学校教育課所管の説明は以上です。
- 教育総務課長：続いて、教育総務課所管について御説明いたします。  
2項1目学校管理費の校舎等営繕費（小学校）は、委託料として空調設備設置工事実施設計委託料として2,781万9,000円の追加でございます。詳しくは、議案関係資料のほうで御説明いたしますので、資料1を御覧いただ

きたいと思います。

資料1、七飯町小中学校における空調設備の整備についてでございます。

1の目的としまして、七飯町小中学校の普通教室、特別支援教室等に空調設備を設置するための実施設計を行うということでございます。

2の業務内容として、項目を四つ挙げておりますが、重要なのは各学校の教室、熱源等調査により、空調設備設置工事発注のために必要な図面の作成を行い、工事計画書等を立案するというので、この計画書の立案のために受変電設備の調査、キュービクルになりますけれども、その調査を行う。また、先ほど御質問がありましたアスベストの調査等を行うというのが業務内容となっております。

3番、対象箇所になりますが、(1)学校としまして、町内小中学校及び教育支援センター「レインボー」になります。なお、七飯中学校については、現在、長寿命化改修工事の実施設計を行っておりますので、その実施設計の中でいろいろな整備を検討するというのでございます。

(2)教室等としまして、今回設置するのは普通教室、特別支援教室、職員室及び校長室ということで、各学校の状況は別紙1のとおりとなっておりますので、御覧いただきたいと思います。

続いて4、委託期間でございます。約10か月ということで、来年度へ繰越して、来年度の予算として使うということで繰越明許というような作業を行っております。

5としまして、事業費、令和5年度としては記載のとおり金額、予算額としては2,781万9,000円ということでございます。

6番目として、想定する特定財源としまして、これは文部科学省の交付金となりますが、学校施設環境整備交付金ということで、補助率3分の1の補助金を見込むということでございます。

別表1が付いておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

提案説明は以上でございます。

與田教育長 : ただいま議案第40号令和5年度教育費補正予算(第4回七飯町議会臨時会提出)に係る専決処理について、提案説明を申し上げました。質問、御意見等ございますか。

加屋本議員。

加屋本委員 : これは普通教室ですか。特別教室については、現時点では設置はなしか。何かそういう特別教室はやらなくてもいいとか、そういう法的なものはあるのですか。私がちょっと危惧するのは、特別教室に設置しないので、その場所を使つての授業をしない機会が増えないのかということをやちょっと考えます。

與田教育長 : まず基本的には予算の問題です。それともう一つは危惧されていることはよくわかります。ただ、現実問題として、今年、これだけ猛暑が続きましたけれども、夏休み期間中以外、30度を越えたという日は9日間しかないのです。ずっと暑かったようなイメージがあるのですけれども、学校がやっている期間中であれば9日しかなかったということなので、現実的には利用頻度の少ない特別教室については、そこはしなくても、今おっしゃられたような「そこを使わないで」ということにはならないし、ならないようにさせなければいけませんので、そこはきちんと学校のほうに伝えていきたいと思っております。

加屋本委員 : 分かりました。私が心配したのは、使う日は使うけれども、当然、今のようない意味合いでちゃんと理由があつてというのは分かるのですけれども、もしもそこで例えば理科室、あるいは技術家庭科室、どうしてもそこで使わなく

てもできる授業というのはあるのです、教室でもできる。そこを使わなければならないとなったら、ちょっと教育課程の人替をして、そして涼しい、冷暖房がなくてもという、そういうところの工夫をしてほしいということをお願いしたかったのです。単純にそういうことです。

與田教育長 : 後から提案しますけれども、長期休みを50日から56日に道教委が増やしたので、うちも増やす予定をしています。

考え方としては、30日と20日、夏休みと冬休み、ここは固定しておいて、この6日間については、ここは学校裁量に任せるとい、そう考えたときに学校によっては年間の休日日数を56日と考えて授業時数、年間で考えることもあるかもしれない。そうすると、年間56日の休業日で授業時数を確保するという事は、それだけ学校に余裕ができるということになりますので、その中で今、加屋本委員がおっしゃった危惧されているようなことについてはクリアできる可能性も出てくるかと。

いずれにしても、今おっしゃられた内容についてきちんと伝えて影響のないようにしていきたいと思、います。

ありがとうございます。

ほか、ございますか。よろしいですか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ありがとうございます。

では、議案第40号令和5年度教育費補正予算(第4回七飯町議会臨時会提出)に係る専決処理については、承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第41号令和5年度教育費補正予算(第4回七飯町議会定例会提出)に係る専決処理について、事務局よりお願いいたします。

学校教育課長 : それでは、議案第41号令和5年度教育費補正予算(第4回七飯町議会定例会提出)に係る専決処理について御説明申し上げます。

令和5年度教育費補正予算を別紙のとおり町長に提出することについて、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規定に基づき、専決処理いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、学校教育課所管分について御説明いたします。6ページをお開き願います。

10款教育費、1項2目事務局費は、事務局員(教育支援)として、東京で開催される知能検査の講習会が中止となったことから、旅費は一般職として7万3,000円を減額。町内の学校の修学旅行において施設入場料が値上げされたことなどにより、町で負担する随行教職員の入場料も増大したことから、負担金及び交付金は2万4,000円を増額、事業合計で4万9,000円を減額。

次、2項1目学校管理費は、小学校管理運営費として燃料費等の単価増により、燃料費を490万円、電気料を855万6,000円増額、事業合計で1,345万6,000円を増額。

次に、3項1目学校管理費は、中学校管理運営費として燃料費等の単価増により、燃料費を434万6,000円、電気料を1,147万2,000円増額、事業合計で1,581万8,000円を増額いたします。

学校教育課所管分の御説明は以上です。

教育総務課長 : 次に、教育総務課所管分の説明に入ります。教員住宅管理費になりますが、需用費として教員住宅修繕料10万円の追加、校舎等営繕費、小学校は需用費として校舎等修繕料80万円の追加でございます。いずれも、今後の執行

見込において修繕料が不足することから追加するものでございます。  
教育総務課所管分の説明は以上です。

生涯教育課長 : 続きまして、生涯教育課所管分について御説明を申し上げます。  
4項2目文化振興費の公民館管理費は、各公民館で使用する燃料費が不足することから、5万5,000円を追加するほか、藤城公民館、大沼多目的会館の施設修繕料に17万8,000円を追加し、合計で23万3,000円の追加。  
3目社会教育施設振興費の文化センター管理費、大中山コモン管理費、大沼婦人会館管理費で、いずれも電気料が不足することから、それぞれ183万3,000円、12万6,000円、そして95万2,000円を追加するものでございます。

生涯教育課所管分については、以上であります。

スポーツ振興課長 : それでは、7ページをお開きください。続きまして、スポーツ振興課所管分の5項1目保健体育総務費について御説明申し上げます。  
スポーツ振興総務費は、今後、執行が見込まれる冬季スポーツ大会の参加費用として、スポーツ振興補助金に10万円を追加、スポーツ合宿事業費は今年度のスポーツ合宿の受け入れが終了したことから、各チームへ提供するレンタカーや大型バスの借上料253万3,000円を減額、体育施設管理費は町内体育施設で使用する燃料費の単価上昇分として重油43万2,000円、灯油24万4,000円、合わせて67万6,000円を追加するものであります。

スポーツ振興課所管分の説明は以上となります。

学校給食センター長 : それでは、学校給食センター所管分を説明させていただきます。  
10款教育費、5項2目学校給食費は、学校給食センター運営費として電気料不足分として441万5,000円を追加、学校給食車に当初予定していなかった修繕が発生し、車検代の不足分として自動車修繕料15万円を追加するものでございます。

以上、学校給食センター分の説明を終わらせていただきます。

與田教育長 : 以上で、議案第41号令和5年度教育費補正予算（第4回七飯町議会定例会提出）に係る専決処分についての提案の説明は終わります。  
ほとんどが光熱水費の値上げに係る補正予算でございますが、御質問、御意見等ございますでしょうか。  
よろしいですか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ありがとうございます。それでは、議案第41号令和5年度教育費補正予算（第4回七飯町議会定例会提出）に係る専決処理については承認済みとさせていただきます。  
続きまして、議案第42号七飯町立学校管理規則の一部改正について、事務局より御説明願います。

学校教育課長 : それでは、議案第42号七飯町立学校管理規則の一部改正について、提案説明申し上げます。  
このたび提案いたします、七飯町立学校管理規則の一部改正につきましては、今夏の猛暑を受け、北海道立学校の長期休業期間について、延長が可能になるよう改正されたため、それに準じて七飯町立学校管理規則を改正するものでございます。

それでは、資料2の七飯町立学校管理規則の一部改正の概要を御覧願います。  
1の改正理由でございます。所在する地域の気候の変化に応じ、夏季休業日を従来よりも長く設定するなど、柔軟な学校運営を行うため、令和5年11



月28日付で北海道教育委員会が北海道立学校管理規則等について休業日に関する規定の改正を行ったことから、七飯町についても同様に規則の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。夏季及び冬季休業日をそれぞれ引き続き25日以内としておりましたが、それを校長が定める期間としたほか、夏季及び冬季休業日の期間について、これまでより6日間多い、総日数56日間まで延長して校長が定めることを可能とするものでございます。

そのほか、開校記念日に係る休業日につきましても、校長が定めるものと明記いたしました。

3、施行期日、この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、次のページには新旧対照表及び改正後の規則を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

提案説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

與田教育長 : 議案第42号七飯町立学校管理規則の一部改正について、提案説明が終わりました。質問、御意見等があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。加屋本委員。

加屋本委員 : 年間トータルの休業日が50日から56日にするというところで、56日のうちの6日は校長の裁量。では、冬休みに入る日と終わる日とかは全体的に統一されないということになるのですか。ただ、それがそうなら、給食センターの関係、その支障がないのかと思って気になりました。

與田教育長 : 統一するかどうかについては、基本的には校長会のほうで協議をして、その結果を受けて教育委員会として判断を出すという形になっていますので、恐らくそういうことはないと思います。それと、小中がずれてもいいのですけれども、小と中がずれててもあまりよしとしない状況になりますので、基本的には今までの入る日と終わる日について同じ条件だろうと思いますが、決めるときには、今みたいに意見があったということについては校長会のほうにしっかり伝えていきたいと思います。

加屋本委員 : そのほうが、七飯ではないと思いますが、各校でばらばらなところが結構あったのです。やはり、その管理する立場とか、給食センターとか、大分それによってちょっと不都合が多いなということが感じるものがあって、これでこうなったら困るかなと思ったのでちょっと親心というか、ちょっと質問させてもらった形です。

與田教育長 : ありがとうございます。ほかにございますか。

山川委員 : 開校記念日に係る休業日というような、昨今はいろいろな記念日に合わせて動いてはいますけれども、開校記念日というのは特別な日だと思うのですけれども、周りへの周知の仕方というのは、開校記念日は休業になることが多いですけれども、具体的にはいつなんですよというようなことはどんどん忘れられていきそうですけれども。そのあたりはどうですか。

與田教育長 : 開校記念日として休むときには、当該年度だと思いますけれども、学校のほうから保護者とか地域に対して学校で基本的には周知しているはずですよ。

與田教育長 : 議案第42号七飯町立学校管理規則の一部改正については、提案のとおり御承認でよろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。

議案第42号七飯町立学校管理規則の一部改正については、御承認賜ったも

のとさせていただきます。

続きまして、議案第43号七飯町小中高英語教育連携協議会設置要綱の廃止について、事務局よりお願いいたします。

学校教育課長 : それでは、議案第43号七飯町小中高英語教育連携協議会設置要綱の廃止について御説明申し上げます。

このたび提案いたします、七飯町小中高英語教育連携協議会設置要綱の廃止につきましても、七飯町内の小中高等学校の英語担当教諭が連携することを目的に設置された当協議会が一定の目的を達成したことから、七飯町小中高英語教育連携協議会設置要綱を廃止するものでございます。

資料3、七飯町小中高英語教育連携協議会設置要綱の廃止の概要を御覧ください。

1の廃止理由でございます。当協議会は、七飯町内の小中高等学校の英語担当教諭が連携することを目的に平成24年度に設置され、七飯町における英語教育の推進に努めておりましたが、令和2年度に小学校に英語科専科教員が配置されたほか、12年の活動の成果により協議会活動外においても積極的な連携が行われる状況に達したことから、今年度を最後に協議会を廃止するものでございます。

2の廃止内容でございます。今年の11月に開催された七飯町小中高英語教育連携協議会第1回会議において、当協議会の廃止が決定されたことから、七飯町小中高英語教育連携協議会設置要綱を廃止するものでございます。

3の施行期日でございます。この訓令は、公布の日から施行するものでございます。

次のページには、現行の要綱を添付してございますので御参照いただきたいと思います。提案説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

與田教育長 : 議案第43号七飯町小中高英語教育連携協議会設置要綱の廃止についての提案説明を申し上げます。

御質問、御意見等ございますか。よろしいですか。

加屋本委員 : これらが持っていたものを基本的には先生たちの各サークル、その中に入れ込むということになるのでしょうかね、きっと。

與田教育長 : 教育研究所の中で連携していますので、あえて組織としてこれをつくってという意味がなくなり、役割が終わったということ。小学校に英語科専科教員が配置されるようになりましたので、あえてこれをつくって何かをするのではなく、この日常の英語教育の中でやられているということなので、廃止をするということです。先生方がそういうことで理解をしております。

山川委員 : 活動内容について何度か聞いたりしましたが、前向きな動きだと思います。

学校教育課長 : 中身としては全員一致で皆さんで了承していますので、前向きな廃止でございます。

與田教育長 : では、議案第43号七飯町小中高英語教育連携協議会設置要綱の廃止については、原案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。ありがとうございます。

以上をもちまして、令和5年第12回定例七飯町教育委員会議の議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。ありがとうございます。